

しんきん「職域サポートローン」

(令和元年7月1日現在)

資金使途	<ul style="list-style-type: none">・健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次に該当するもの<ol style="list-style-type: none">(1) 申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）子、孫、兄弟）が必要とする資金。(2) 申込人が自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金を用途として、当庫を除く金融機関・信販会社等から借入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）【対象外となる資金】<ol style="list-style-type: none">① 支払先が申込人の経営または勤務する事業所。② 個人間売買による購入資金。③ 支払済資金。④ 株式取得資金。⑤ 投機的な性格の資金（ギャンブルを含む）。⑥ 税金支払い資金。⑦ 転貸資金。⑧ 旧債返済資金（上記（2）を除く）。
融資対象者	<ul style="list-style-type: none">・以下の条件を満たし、当金庫が融資を適当と認め且つしんきん保証基金（以下、「基金」という）の保証が得られる方<ol style="list-style-type: none">(1) 申込時年齢が満20歳以上で、安定継続した収入のある方(2) 当庫の職域サポート制度を導入した事業所で働く経営者・従業員（パート・アルバイト等の非正規社員も可）の方。(3) 当金庫の営業区域に居住または勤務している方。(4) 次の何れにも該当しない方。<ol style="list-style-type: none">① 仮差押・差押、競売の申請または破産・民事再生法手続開始等の申立があった方。② 租税を延滞して督促を受けた方、または保全差押を受けた方。③ 延滞債務がある方。④ 手形交換所の取引停止処分があった方。⑤ 反社会的勢力等。
融資金額	・500万円以内（1万円単位）
融資期間	・3ヶ月以上10年以内 (ご融資日から10年目の応答日の属する月の月末までを限度とします)
融資金利	・金庫所定となります。
返済方法	・毎月元利均等返済。 (ボーナス払いも利用できます。融資額の50%以内で年2回の6ヶ月間隔といたします。)
資金支払方法	・購入先等へ振込していただきます。 ただし、融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までで当金庫が認めた場合、振込しなくても可とします。

担保・ 連帯保証人	・ 不要です。
保 証 料	・ 金庫所定金利に含まれております。
手 数 料	・ 融資手数料として200円（消費税別）が必要です。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申込みご本人である事を証明する書類（原則、運転免許証、取得していない場合は健康保険証・パスポート・顔写真付住民基本台帳カード・運転経歴証明書）が必要です。尚、健康保険証の場合は住民票抄本や公共料金の領収書等の写しも必要となります。 ・ 見積書・注文書・請求書等資金使途が確認できるものが必要です。 ・ 当金庫がお申込み人の勤務実態を把握していない場合は、次の①または②により確認させていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 源泉徴収票、保険証等により勤務先が職域サポートローン対象事業所であることを確認し、その確認資料の写しをいただきます。 ② 当金庫が勤務先に架電し、お申込み人が職域サポートローン対象事業所に勤務していることを確認させていただきます。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：0226-22-6831）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉